# 2022 年度『100 都市保育力充実度チェック』 お詫びと訂正

保育園を考える親の会

2022年度版につき、次のように訂正し、お詫び申し上げます。

### 【記事・保育状況は本当によくなっているか】

## p.4 小見出し

- (誤) 2 認可の利用を申請して認可を利用できなかった児童数」は待機児童の23倍
- (正) 2 認可の利用を申請して認可を利用できなかった児童数」は待機児童の50倍
- p.4 記事本文 小見出しの下の4行目
  - (誤) 37.505 人であり、待機児童の23.4 倍になる
  - (正) 37,505 人であり、待機児童の50.1 倍になる
- p.6 記事中の表 <保育士の配置基準の改善> (下線部が修正後の正しい数値)

\*いずれかの年齢で国基準よりも高い基準を持つ自治体は85市区あった。

\*ここでは、1歳児と3歳児のみに着目して、国基準よりも高い基準をもつ自治体の数をカウントした。

1 歳児の配置基準について「国基準は子ども対保育士= 6 対 1] \*国基準より改善している自治体の合計 83 市区

5対1としている自治体

61 市区 (うち公立のみ 16 市区)

5 対 1 以上としている自治体 22 市 (うち公立のみ 14 市、私立のみ 1 市)

3 歳児の配置基準について[国基準は子ども対保育士=20 対 1] \*国基準より改善している自治体の合計 42 市区

16 対 1~18 対 1 に設定している自治体 9 市 (うち公立のみ 6 市区)

15 対 1 としている自治体

28 市区 (うち公立のみ 15 市区、私立のみ 2 市)

13対1(以上)としている自治体

3市 (うち公立のみ 3市区)

国基準と異なるが改善とは言えない基準をもつ自治体 2市区、(うち公立のみ 2市区)

#### |全年齢で国基準と同じ配置基準の自治体 15 市

(回答の表現にバラツキがあったため再分析をした結果、数値が変わった。 記事本文は修正なし)

### 【データ3】認可保育施設・事業の入園選考

- P. 34 札幌市(育休中の上の子の扱い)
  - (誤) 育休対象児が満2歳に達する日まで在園可。ただしその日が1月~3月で、上の子の小学校就 学間近の場合、3月末まで在園可。
  - (正) 育児対象児が満1歳に達する日の属する月の末日まで在園可。なお、認可保育所等を利用でき ない状況にある場合に限り、最大2歳までの延長が可能。ただし、満2歳に達する日が1月~ 3月で、上の子の小学校就学間近の場合、3月末まで在園可。

## 【データ4】認可保育施設・事業の保育料・給食

p. 38-p. 43 江戸川区、小金井市、調布市、八王子市、東村山市、東大和市、市川市、厚木市、鎌倉市

上記9市区の「0~2歳児の保育料」—「第2子以降の保育料の軽減」の欄にある解説「令和3年度はこれに加え、年収380万円未満相当世帯の第2子の保育料無償化」は削除。

上記9市区の「3歳以上児の給食について」―「主食の提供と利用者負担」の欄にある解説「※公立:1号は合算で4,000円」は削除。